

鹿児島県主要農作物（稲、麦及び大豆）指定種子審査要領

（目的）

第1 主要農作物のうち稲、麦及び大豆の優良な種子の安定供給を図るため、鹿児島県主要農作物の種苗の安定供給に関する条例（以下「条例」という。）によるほか、この要領の定めるところにより、ほ場審査及び生産物審査に必要な事項を定めるものとする。

（審査を行う者）

第2 ほ場審査及び生産物審査（以下「審査」という。）は、県職員の中から知事が任命した種子審査員（以下「審査員」という。）が行うものとする。

2 知事は、前項の審査事務を円滑に行うため、県職員またはその他の関係機関・団体等の職員の中から任命または委嘱した種子審査補助員（以下「審査補助員」という。）によって、審査員の行う事務を補助させることができる。なお、審査補助員の設置並びに行う事務は、別に定める。

3 審査員は、審査を実施するにあたり、その身分を示す証明書（別記様式第1号）を携帯し、関係者の請求があったときは、これを呈示しなければならない。

（ほ場審査の手続き）

第3 ほ場審査を受けようとする指定種苗生産者（以下「ほ場審査請求者」という。）は、別記1のほ場審査に掲げる期日までにほ場審査請求書（別記様式第2号）を、管轄する地域振興局（以下「振興局」という。）の長に請求するものとする。

審査の請求は、指定種苗生産者が組織する団体（以下「種子生産組合」という。）が取りまとめて請求できるものとし、この場合、指定種苗生産ほ場審査請求委託者別明細書（別記様式第3号）を添付できるものとする。

2 ほ場審査の請求をしたときは、予めほ場ごとに、指定ほ場番号、ほ場の所在地、ほ場の面積、作物の種類及び品種、播種期（水稻にあっては移植期）、指定種苗生産者の住所及び氏名を記載した標札又は標柱（別記様式第4号を参考とする）を提示するものとする。

3 審査員は、ほ場審査の実施にあたり、種子生産組合、鹿児島県米・麦等対策協議会種子部会の関係者を立ち合わせるものとする。

（生産物審査の手続き）

第4 生産物審査を受けようとする指定種苗生産者（以下「生産物審査請求者」という。）は、別記1の生産物審査に掲げる期日までに生産物審査請求書（別記様式第5号）を、振興局の長に請求するものとする。

審査の請求は、種子生産組合が取りまとめて請求できるものとし、この場合、生産物審査請求委託者別明細書（別記様式第6号）を添付できるものとする。

（審査及び判定の方法）

第5 審査は、別記2に定める審査の基準及び方法に基づき、厳正公平に行うものとする。

2 審査に当たって、1審査員では前項によって合否の判定が困難な場合は、審査員が合同して審査し、合否の判定を行うものとする。

- 3 審査に当たって、審査員からほ場審査請求者及び生産物審査請求者（以下「審査請求者」という。）に対し、別記2に基づく改善の指示があった場合は、改善を完了したことを審査員が確認した後でなければ、合格の決定をしないものとする。
- 4 生産物審査に当たっては、同時に農産物検査員の検査を受けるものとする。

（記録）

第6 審査員は、審査に当たっては、必要な事項を主要農作物（稲、麦及び大豆）種子審査野帳（別記様式第7号を参考とする）に記入し、合否判定等の重要な資料とするものとする。

（審査の中止）

- 第7 次の各号の何れかに該当するときは、審査員は審査を中止することができるものとする。
- 1 第3の標札又は標柱を立てていないとき。
 - 2 ほ場審査請求者がほ場審査に立ち会わないとき。
 - 3 審査請求者が審査員の指示に従わないとき。

（審査証明書の交付）

第8 審査員は、審査の結果、第5の基準に適合していると認めた場合は、ほ場審査にあっては、ほ場審査証明書（別記様式第8号）をほ場審査請求者に交付し、生産物審査にあっては、生産物審査証明書及び種子保証票（別記様式第9号）を種子包装に添付するものとする。

（不合格の措置）

- 第9 審査員が、ほ場審査の結果不合格と決定した場合は、ほ場審査請求者に対し第3の標札又は標柱を除去させるものとする。
- 2 生産物審査の結果不合格と決定した場合は、正規の種子として取り扱わないものとする。

（報告）

第10 審査員は、審査後遅滞なく、審査結果を鹿児島県農産園芸課長及び鹿児島県米・麦等対策協議会長に報告するものとする。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

令和3年3月15日 一部改正

別記1

審査請求の期日

区 分	作 型 等	審 査 請 求 時 期	
		ほ 場 審 査	生 産 物 審 査
稲	早期栽培	5月10日	8月31日
〃	普通栽培	7月20日	11月10日
麦	県下一円	2月10日	5月31日
夏大豆	県下一円	5月10日	8月31日
秋大豆	県下一円	8月10日	11月30日

別記 2

主要農作物（稲、麦及び大豆）種子の審査の基準及び方法

1 基本事項

(1) 審査の対象となる種子は、次の3種類とする。

原原種，原種及び一般種子

(2) 種子生産用種子の取扱

ア 原原種を生産するために用いる種子は、生産する品種の育成者若しくはその者の所属する機関の直接の管理の下に適正に生産され、当該育成者若しくは当該機関が適正と認める旨の書状が添付された育種家種子又は系統別に保存されている原原種とする。

イ 原種を生産するために用いる種子は、原原種とする。

ウ 一般種子を生産するために用いる種子は、原種とする。ただし、種子の生産を緊急に行う必要がある場合等知事が特に認めた場合には原原種を用いることができるものとする。また、災害等により、原種の供給が困難となった場合にも同様の手続きにより一般種子を用いることができるものとする。

(3) 審査の単位

ア ほ場審査は、農道、畦畔、垣根、周縁作物等で明確に区分されたほ場を1単位とする。

イ 生産物審査は、原則として1包袋を単位とする。ただし、機械的に十分均質化された荷口を作成することが可能な場合においては、当該荷口を1単位とすることができる。

(4) 審査の時期及び回数

ア ほ場審査は、次の各時期に行うものとする。また、当該時期における審査のみでは適正な審査を実施することが困難な場合には、別の時期にも審査を行うものとする。特に、種子伝染性の病害又は虫害の発生する恐れのある場合には、最も確認し易い時期にも行うものとする。さらに審査は、好天日を選び、早朝及び日没を避けて実施するものとする。

種 類	審査時期	
	第 1 期	第 2 期
稲及び麦類 大 豆	出 穂 期 開 花 期	糊 熟 期 成 熟 期

イ 生産物審査は、原則として種子を密封する直前に行う。ただし、審査上必要な場合には、収穫後から包装・出荷までの期間に行うことができる。

(5) 種子の調整

ア 生産物審査を行うにあたっては、種子の調整を行うための施設・設備について次の項目を確認しなければならない。

- (ア) 調製にあたって混種が起こらないような方法が採られていること。
- (イ) 調製中に種子の出所及び由来が常に確認できるようになっていること。
- (ウ) 調製作業及び種子の搬入・搬出に関する記録が適正に保存されていること。
- (エ) 調製作業の責任者が確保されていること。

イ 異なる荷口同士を混合して新たな荷口を作成する場合には、種子の品種が同一である場合に限るものとする。また、種子の階級が異なる荷口同士を混合する場合には、混合して作成された荷口は、混合した荷口のうち最も低い階級に属するものとして審査するものとする。

(6) ほ場の隔離

ア 前年に、種子生産が行われる作物と同じ作物が栽培されていた場合には、前作の収穫後1年以上を経過していなければならない。ただし、前作に同一作物の同一品種の種子の生産が行われ、異品種混入の理由により不合格となっていない場合又は収穫後の漏生種子の芽生を除草剤等によりの確に処分している場合にはこの限りでない。

イ 隣接の同一作物のほ場とは、用排水路、畦畔、垣根、裸地等によって区分され、十分な距離が確保されていなければならない。ただし、出穂又は開花期が異なる品種が隣接している場合又は周縁に同一品種が栽培されている場合にはこの限りでない。

2 ほ場審査

(1) 基準（最高限度）

審査項目 種子の種類	変種、異品種 及び異種類の 農作物	雑 草	種子伝染性の 病虫害	その他の病虫 害及び気象被 害	農作物の 生育状況
原 原 種 原 種 一般種子	含まないこと	優良な種子の 生産に支障の ないこと	含まないこと	20%	特に異常な生 育を示してい ないこと

注1) 変種は、審査対象品種のうち変異を生じている個体とする。

ただし、当該変種が当該農作物の生産上、特に支障のないものであり、当該品種に通常発生し、かつ他の品種と同程度に発生するものであって、当該品種に由来することを当該品種の育成者又は育成機関が明らかにしているものを除く。

異品種は、異なる種類の農作物とする。

注2) 種子伝染性の病虫害は、次に掲げるものとする。

稲については、馬鹿苗病及び心枯線虫病。

麦類については、黒穂病、斑葉病、条斑病及び穀実線虫病。

大豆については、ウィルス病、黒痘病及び紫斑病。

(2) 変種、異品種及び異種類の農作物の審査

原則として全株審査による。ただし、あらかじめその精度について十分立証された方法による抽出審査に代えることができるものとする。

(3) その他の項目の審査

ほ場1単位ごとにその外側を回りながら、又は適宜ほ場に入って周囲を注意深く見渡し農作物の外観を審査し、り病程度並びに気象被害及び虫害等による被害程度につき、全株審査又は抽出審査の方法によって行い、判定する。ただし、混入等の著しい箇所が見出された場合でも、局所的なときは精密な審査を行い、雑草及び被害株の除去等適切な処置をとれば、種子としての使用に差し支えないと認められるものは合格とする。

3 生産物審査

(1) 基準

ア 稲

審査 種子 項目 の種類	最低限度	最 高 限 度			
	発 芽 率	異品種粒	異種穀粒	雑草種子	病虫害粒
原 原 種	90%	含まないこと	含まないこと	0.2%	種子伝染性の 病虫害粒： 含まないこと その他の病虫 害粒： 0.5%
原 種	90%				
一般種子	90%				

イ 麦類及び大豆

審査項目 種子 の種類	最低限度	最高限度			
	発芽率	異品種粒	異種穀粒	雑草種子	病虫害粒
原原種	80%	含まないこと	含まないこと	麦類 0.2%	種子伝染性の 病虫害粒： 含まないこと その他の病虫害 害粒： 麦類 0.5% 大豆 10.0%
原種	80%			大豆 0.0%	
一般種子	80%				

注1) 百分率は、発芽率を除き、全量に対する重量比をいう。

注2) 発芽率は、審査対象品種の純種子粒に対する発芽粒の粒数割合とする。

ただし、純種子粒は、成熟粒、未熟粒及び被害粒（種子の内容が線虫の虫えい又は菌体によって置き換わっているもの、稲及び麦類の場合粒の原形の1/2以下のもの並びに大豆の場合粒の原形の1/2以下のもの及び子葉が1枚以下のもの並びに種皮が完全に離脱したものを除く。）をいう。

また、発芽粒は、稲及び麦類の場合十分かつ健全に発達した種子根または芽を有し、かつ、種子に著しい衰弱がない芽生を生じた純種子粒をいい、大豆の場合十分かつ健全に発達した一次根、茎、初生葉及び頂芽を有する芽生を生じた純種子粒をいう。

注3) 異品種粒は、審査対象品種の純種子粒を除いた当該主要農作物の種類（稲の場合、水陸稲別及びもち・うるち別の種類の区分した場合の当該稲の種類をいう。注4)において同じ。）の純種子粒をいう。

注4) 異種穀粒は、当該主要農作物の種類を除いた他の農作物の純種子粒をいう。

注5) 種子伝染性の病虫害は、次に掲げるもの。

稲については、馬鹿苗病及び心枯線虫病。

麦類については、黒穂病、斑葉病、条斑病及び穀実線虫病。

大豆については、ウィルス病、穀痘病及び紫斑病。

(2) 方法

ア 審査試料の抽出方法

荷口の作製方法、審査場所の状況等を勘案して、次のいずれかの方法を採用する。

(ア) コンバイン収穫の場合

原則として、1回の乾燥ごとに試料を採取する。

(イ) バインダー収穫の場合

原則として、50 a ごとに試料を採取する。

(ウ) 以上のほか、採取する試料の品質が当該荷口全体の品質を正しく代表することが、あらかじめ十分立証された方法により、試料を採取する。

イ 発芽率の測定方法

(ア) 発芽率の測定試料の採取

発芽率を測定するための試料は、原則として、測定対象ごとに1区100粒、2反復分計200粒を用意する。

(イ) 測定条件

主要農作物の種類	温度	測定日		休眠打破法その他の留意事項
		第1回目	最終	
稲	25℃	5	14	予熱(50℃, 7日以内), 水又は1規定硝酸に浸漬(24時間)
大麦	20℃	4	7	予熱(30~35℃, 7日以内), 予冷(5~10℃, 7日以内)又は0.05%ジベレリン(GA)溶液に浸漬
はだか麦	〃	4	7	〃
小麦	〃	4	8	〃
大豆	25℃	5	8	—

注1) 温度は、上下1℃の範囲に留めなければならない。

注2) 発芽は、照光条件で行うことが望ましい。

注3) 測定日には、休眠打破を行った期間は含まない。第1回目の測定日は、1ないし3日の幅を持ってよい。発芽率の測定は、最終の測定日まで終了し、最終の測定日を過ぎて行ってはならない。

(ウ) 測定結果の計算と誤差の取扱

a 発芽率の測定結果は、2測定区の平均を百分率で整数(端数は四捨五入)として計算する。

b 2測定区の平均が最低限度を超えない場合は、4測定区の平均による再測定を実施するものとする。

c 2測定区の平均が最低限度を超えていても、2測定区の誤差が統計学的に許容できる範囲を超える場合等においては、審査に関わる機関・団体の間で協議の上、再測定の実施を検討するものとする。

ウ 異品種粒、異種穀粒、雑草種子及び病虫害粒の測定方法

採取する試料が当該荷口全体を正しく代表することが、あらかじめ十分立証された方法により、測定を実施する。

4 その他事項

審査を実施するにあたり、本基準及び方法において具体的に規定されていない事項について、特に判断を必要とする場合等においては、審査に関わる機関・団体の間で協議の上、決定することとする。

表

第 号
身 分 証 明 書
職 氏 名 (年 月 日生まれ)
上記の者は、鹿児島県主要農作物の種苗の安定供給に関する条例第6条第1項及び第3項並びに鹿児島県主要農作物（稲、麦及び大豆）指定種子審査要領第2の規定に基づくほ場審査及び生産物審査を行う職員であることを証明する。
年 月 日
鹿児島県知事 ○ ○ ○ ○ 印

裏

鹿児島県主要農作物の種苗の安定供給に関する条例（抜粋）
(審査)
第6条 指定種苗生産ほ場の経営者（以下「指定種苗生産者」という。）は、その経営する指定種苗生産ほ場についてはほ場審査を受けなければならない。
3 稲、麦及び大豆の種子を生産する指定種苗生産者は、指定種苗生産ほ場において生産された種子について、生産物審査を受けなければならない。
鹿児島県主要農作物（稲、麦及び大豆）指定種子審査要領（抜粋）
(審査を行う者)
第2 ほ場審査及び生産物審査（以下「審査」という。）は、県職員の中から知事が任命した種子審査員（以下「審査員」という。）が行うものとする。
3 審査員は、審査を実施するにあたり、その身分を示す証明書（別記様式第1号）を携帯し、関係者の請求があったときは、これを呈示しなければならない。

別記様式第2号（第6条関係）

年 月 日

地域振興局長 殿

住所
氏名

ほ場審査請求書

下記のほ場について、鹿児島県主要農作物の種苗の安定供給に関する条例第6条第1項の規定に基づき、ほ場審査を請求します。

記

ほ場番号	所在地	面積	種子の種類名	審査希望時期	出穂期 糊熟期	摘要
				月 日頃		
				月 日頃		

備考

- 1 連名による請求の場合は、摘要欄に請求者の氏名又は名称を記入すること。
- 2 大豆については、出穂期を開花期、糊熟期を成熟期に読み替えるものとする。

年 月 日

地域振興局長 殿

（種子生産組合長）

ほ場審査請求書

下記のほ場について、鹿児島県主要農作物の種苗の安定供給に関する条例第6条第1項の規定に基づき、ほ場審査を請求します。

記

（添付書類）

- 1 指定種苗生産ほ場審査請求委託者別明細書

指定種苗生産ほ場審査請求委託者別明細書

（作物名 ）

ほ場番号	所在地	面積	種子の種類名	審査希望時期	出穂期 糊熟期	摘要
				月 日頃		
				月 日頃		

備考

- 1 摘要欄に委託者（ほ場審査請求者）の氏名を記入すること。
- 2 大豆については、出穂期を開花期、糊熟期を成熟期に読み替えるものとする。

別記様式第4号（参考様式）

七 住所氏名	七 生産者	六 移植期	六 播種期又は	五 品種名	四 作物の種類	三 ほ場面積	二 ほ場所在地	一 ほ場番号	鹿 児 島 県 指 定 原 種 ほ 場 種 苗 生 産 ほ 場 原 種 ほ 場

注1) 本様式に準じて、各ほ場に適した形式で記載事項を表示すること。
 注2) 標柱の場合は、記載事項を見やすいところに記入すること。

別記様式第5号（第6条関係）

年 月 日

地域振興局長 殿

住所
氏名

生産物審査請求書

下記種子について，鹿児島県主要農作物の種苗の安定供給に関する条例第6条第3項の規定に基づき，生産物審査を請求します。

記

ほ場番号	種子の種類名	種子の品種名	数 量	審査希望時期	摘 要
				月 日頃	
				月 日頃	

備 考

- 1 連名による請求の場合は，摘要欄に請求者の氏名又は名称を記入すること。

年 月 日

地域振興局長 殿

（種子生産組合長）

生産物審査請求書

下記種子について、鹿児島県主要農作物の種苗の安定供給に関する条例第6条第3項の規定に基づき、生産物審査を請求します。

記

（添付書類）

- 1 生産物審査請求委託者別明細書

生産物審査請求委託者別明細書

（作物名 ）

ほ場番号	種子の種類名	種子の品種名	数 量	審査希望時期	摘 要
				月 日頃	
				月 日頃	

備 考

- 1 摘要欄に委託者（生産物審査請求者）の氏名を記入すること。

別記様式第7号（参考様式）

年度主要農作物（稲，麦及び大豆）種子審査野帳

作物の種類（ ）

種子審査員または審査補助員の氏名

1. 事前記入事項

指定ほ場番号	第 号	播 種 月 日	月 日
ほ 場 所 在 地		移 植 月 日	月 日
ほ 場 面 積	a	異種類，異品種 罹病株の抜取り	やった・やらない
ほ 場 経 営 者		管 理	中耕 回 薬剤 除草 回 散布 回
ほ 場 委 託 者		生 産 物 審 査 請 求 月 日	月 日
審査請求者氏名		収 穫 見 込 数 量	kg
住所		包 装 種 類 単 位	紙 袋 20 kg
ほ場審査請求日	月 日	品 種 名	

2. ほ場審査状況及び審査成績

時 期		第 一 期				第 二 期			
項 目									
審 査 月 日		月 日				月 日			
審 査 立 会 人									
異種類・異品種・変種の混入程度		多 中 少 無				多 中 少 無			
罹 病 程 度	特 定 病 害	甚 多 中 少 無				甚 多 中 少 無			
	そ の 他	甚 多 中 少 無				甚 多 中 少 無			
風水害・虫害・その他災害の程度		甚 多 中 少 無				甚 多 中 少 無			
生 育 状 況		良 やや良 やや不良 不良				良 やや良 やや不良 不良			
総 合 判 定		合格 不合格				合格 不合格			
審 査 指 定 事 項									
収 穫 見 込 数 量		kg				kg			
証 明 書 番 号		第				号			
交 付 月 日		月				日			

3. 生産物審査状況及び審査成績

審 査 月 日	月 日	審 査 総 数 量				kg	
審 査 立 会 人		内 訳	合 格 数 量			kg	
審 査 場 所			不 合 格 数 量			kg	
審 査 指 示 事 項		証 明 書 交 付 月 日				月 日	
		証 明 書 交 付 枚 数				枚	
不 合 格 数 量 の 理 由 別 内 訳	品 質		異 物	%	被 害 粒	%	
	発 芽 率	%	水 分	%	色 沢		
	整 粒 歩 合	%	異 品 種				

注1) 本様式に準じていれば、既存の調査野帳等を活用して構わない。

注2) 記録の取りまとめは、電磁的方法により行って構わない。

ほ場審査証明書

年 月 日

審査請求者 住所
氏名または名称

鹿児島県 審査機関名の長

印

下記の指定種苗生産ほ場（指定原種ほ、指定原原種ほ）において生産させる主要農作物（稲、麦及び大豆）の種子（原種、原原種）は、鹿児島県主要農作物の種苗の安定供給に関する条例第6条第2項（第8条第3項において準用する同条例第6条第2項）の規定に基づくほ場審査基準に適合すると認められるので、この旨証明する。

記

種類	品 種	ほ 場 番 号	ほ 場 所在地	見 込 収穫面積 (a)	見 込 生産数量 (kg)	備 考

注1) ほ場審査が終了した後、審査請求者ごとに作成して交付すること。

注2) 鹿児島県主要農作物の種苗の安定供給に関する条例で規定された記載事項を満たしていれば、一覧表は既存の様式により別添として構わない。

12cm以上

第 号 (※証明書と同一番号)	その1 (連番)
年産 種子保証票	
生産者名	○○○○○○○○
種類及び品種	○○ ○○○○
審査年月日	年 月 日
その2 (連番)	

切取線

審査年月日	年 月 日
第 号 (※証明書と同一番号)	その5 (連番)
年産 種子保証票	
生産者名	○○○○○○○○
種類及び品種	○○ ○○○○
審査年月日	年 月 日

切取線

切取線

第 号				
年産 生産物審査証明書				
<p>種苗法第61条第1項の規定に基づく指定種苗の生産等に関する基準に適合すると認められるので、この旨証明する。</p>				
区 分	一般種子 (原種・原原種)			
審査請求者	住所 氏名または名称			
種 類	○ ○ 品 種 ○ ○ ○ ○ ○			
年 月 日	約3cm			
鹿児島県 審査機関名	約3cm			
<table border="1" style="margin: auto; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">検 印</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">00.00.00</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">種子審査員</td> </tr> </table>		検 印	00.00.00	種子審査員
検 印				
00.00.00				
種子審査員				

10cm以上

- 注1) 番号欄については、県が交付する生産物審査証明書の枚数に応じた一連の番号を記載すること。
- 注2) 区分欄については、一般種子 (指定種苗生産ほ場において生産された種子のことをいう。)、原種又は原原種の別を記載すること。
- 注3) 生産物審査証明書と種子保証票は、全てに同一番号が記載されていれば、同一用紙ではなく別紙により必要枚数を交付して構わない。